不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号)第 12条の6	産業廃棄物管理票に関する規定の 遵守勧告及び措置命令	廃棄物対策 課

- 1 処分基準は、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の6に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申 し出てください。